

初心者でも簡単に稼げる？情報商材の購入・内職に注意！

【事例1】

半年前、スマホから海外アパレルの写真などをコピーして通販サイトに載せれば、毎月確実に収入が得られるという、サイドビジネスの勧誘メールがSNSで届いた。メールの言葉を信じて情報商材50万円をクレジットカードで購入した。業者から提供されたソフトを使って作業を開始したが、2か月後にソフトが動かなくなった。業者に問い合わせたが連絡がない。現在カード会社への支払が続いているが、ソフトが使用できず、収入も得られてないのにこのまま払い続けるしかないのか。

【事例2】

登録料さえ払えば収入が得られると広告しているウェブサイトにて、2万円支払って登録したところ、情報商材が送られてきた。広告ではネットサーフィンするだけで口座に入金されるとのことだったが、送付された商材を確認するとフリマサイトで商品を販売して稼ぐという内容だった。広告と違っていると業者に苦情を言ったら、さらに10万円払えばもっと儲かる情報を教えると言われた。

誰にでも簡単に稼げることを強調して、もうけ方のノウハウが書かれた情報商材を売りつけてブログなどへの宣伝書き込みの内職契約を迫ったり、内職のための高価な情報商材を購入させたりするトラブルが発生しています。

情報商材は、PDFファイルのダウンロードやDVDの購入等、さまざまな形態があります。簡単に稼げることや高収入が得られることがうたわれていますが、もうかる仕組みの具体的な内容を確認できません。また、契約後の返金や解約に業者がなかなか応じてくれないケースがほとんどです。

【消費者へのアドバイス】

- ① 安易に広告を信じて資料請求したり、情報商材を購入したりしないようにしましょう。
- ② 何の作業もなしに高収入が得られるなどという「うまい」話はありません。業者の説明をうのみにせず、第三者の意見も聞きつつ冷静に判断しましょう。
- ③ 高額な契約は特にリスクが高いので避けましょう。ビジネスの仕組みや仕事の内容について十分な説明がない契約や、自分でもうかる理由が理解できないような契約は、絶対にしないことが大切です。

トラブルに遭った場合には、お近くの消費生活センター等へ相談してください。

全国共通の電話番号である188へかければつながります。

「188（いやや）！ 泣き寝入り」と覚えてください。

困ったときは、まず消費生活相談室にご相談ください！

<三芳町消費生活センター>

月・火・木・金曜日（電話・来所） 午前10時～午後12時、午後1時～午後4時

※上記曜日以外 行政職員対応

電話番号：049-258-0019（内線292）